

公共事業再評価調査

整理番号 H23-21

担当部課名	県土整備部 道路課	電話番号	017-734-9649
		E-MAIL	doro@pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	<input type="radio"/> 未着工 <input checked="" type="radio"/> 長期継続 (10年) <input type="radio"/> 再評価後 (年) <input type="radio"/> その他 ()
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1 事業概要

事業種別	市町村道代行業業	事業主体	<input checked="" type="radio"/> 県 <input type="radio"/> 市町村 <input type="radio"/> その他 ()				
事業名	県代行業業	地区名等	温泉線西越	市町村名	新郷村		
事業方法	<input type="radio"/> 国庫補助 <input checked="" type="radio"/> 交付金 <input type="radio"/> 県単独 財源・負担区分 <input checked="" type="radio"/> 国 65% <input checked="" type="radio"/> 県 35% <input type="radio"/> 市町村 % <input type="radio"/> その他 %						
採択年度	平成14年度 (用地着手) 平成 年度 / 工事着手 平成14年度)						
終了予定年度	平成26年度 (平成 年 月 工期変更 (当初計画時 平成 年度))						
事業目的	1級村道温泉線は、八戸市から十和田湖方面へ至る国道454号と県道柗棚手倉橋線を結ぶ道路で、沿線には新郷村が運営する「野沢温泉」や「新郷温泉館」があり、これらの施設と国道454号沿線の「間木の平グリーンパーク」を結ぶ重要路線であるが、現道は幅員狭小で急勾配・急カーブが多く、車のすれ違いが困難な未舗装の砂利道である。新郷村においては、過疎化、少子・高齢化が地域の大きな課題であることから、地域活性化のために自然公園や温泉施設を活用した観光産業の振興を図り、県内外からの利用客の誘致及び酪農品等の販売拡大に取り組んでいるところがある。このため当該路線を観光産業振興の重要路線として位置づけ、起点側の県道から温泉施設までの区間については新郷村の道路事業で整備を実施したものである。その後、当該路線の残区間が平成14年度に過疎法による基幹道路として指定されたことから、県が代行業業より実施しているものである。(3種5級、設計速度20km/h)						
主な内容	区 分		当初計画時	再評価時	増 減		
	計画延長		3,718 m	3,718 m	0 m		
	計画幅員		4.0(5.0) m	4.0(5.0) m	0 m		
	改良工		3,718 m	3,718 m	0 m		
	舗装工		20,960 m ²	20,960 m ²	0 m ²		
事業費	○当初計画時総事業費 1,148 百万円 (単位:百万円)						
		~20年度	21年度	22年度	23年度	小 計	24年度~ 合計
	計 画 (うち用地費)	()	()	()	()	① 1,000 ② (0)	298 (0) 1,298 (0)
	実 績 (うち用地費)	825 (0)	0 (0)	58 (0)	40 (0)	③ 923 ④ (0)	375 (0) ⑤ 1,298 ⑥ (0)
当初計画時総事業費はC=1,148百万円としていたが、残工事区間において新たに法面崩落の危険性がある区間が発生したことから、総事業費がC=1,298百万円に増加する見込みである。							

2 評価指標及び項目別評価

(1) 事業の進捗状況

(A) ・ B ・ C

事業の進捗状況	事業費割合 (うち用地費)		計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
			71.1% [③/⑤]	92.3% [③/①]
			(%) [④/⑥]	(%) [④/②]
	主要工種	改良工 878 (0 百万円)	74.6%	91.9%
毎割合 (事業費)	舗装工 45 (0 百万円)	37.3%	100.0%	
説 明	年間事業費については、概ね100百万円の予定としていたが、道路事業費が縮小傾向にあることから平成23年度末では事業費ベースで計画を下回る進捗となっている。今後もコスト縮減に努めて計画的に工事を進め、早期の完成を図る。			
問題点・解決見込み	-			
事業効果発現状況	平成22年度までに起点側約600mを部分供用しており、当該区間においては車道幅員狭小が解消され、円滑な交通の確保が図られている。			

(2) 社会経済情勢の変化

(A)・B・C

社会的評価	全国・本県における評価	【全国の評価】 平成21年3月に閣議決定された「社会資本整備重点計画」では、地域社会の活力を維持し、豊かな暮らしを実現するため、また、安全で信頼性の高い社会の実現を図るために、選択と集中の方針の下、重点的・効率的に道路整備を図ることが必要とされている。	【県内の評価】 公共交通機関が未整備である本県にとって、自動車を主とする交通に頼らざるを得ない状況であるが、県内の道路は未整備区間が多く、さらに豪雪地帯であるため、冬期の安全確保や社会基盤整備としての道路整備に対する要望は多い。		
	当地区における評価	温泉線の近隣にある新郷村の運営する温泉施設の年間利用者数は約10万人（県外24%）、「間木の平グリーンパーク」の年間利用者数は約8万人（県外34%）である。 当該線は、これらの施設を最短で結ぶ観光道路として位置づけられ、観光施設の利用者の利便性の向上を図るために早急に安全で円滑な交通環境へ改善をする必要がある。			
必要性		当該工区の現況は、幅員狭小で急勾配・急カーブで車のすれ違いが困難な未舗装の砂利道であるが、観光産業の振興のためには極めて重要な路線に位置づけられていることから、交通環境の改善を図るために現道拡幅及びアスファルト舗装化が必要である。		a. b	
適時性		今後、着実な事情展開が見込めることから、従来から要望がなされていた当該工区の整備を推進する必要がある。		a. b	
地元の推進体制等		用地取得は新郷村で実施しているが、事業に対する地元の理解も得られ、当該地区の早期完成が望まれている。		a. b	
効率性		観光施設間の円滑な通行が可能となり、観光客の利便性が図られることから、観光産業の振興に寄与する。			

(3) 費用対効果分析の要因変化

(A)・B・C

区分	主な項目	当初計画時	再評価時	増減	
費用項目 (C)	(1) 事業費	百万円	1,357 百万円	1,357 百万円	
	(2) 維持修繕費	百万円	216 百万円	216 百万円	
	(3)	百万円	百万円	0 百万円	
	(4)	百万円	百万円	0 百万円	
	(5)	百万円	百万円	0 百万円	
		総費用	- 百万円	1,573 百万円	1,573 百万円
便益項目 (B)	(1) 走行時間短縮便益	百万円	993 百万円	993 百万円	
	(2) 走行費用減少便益	百万円	44 百万円	44 百万円	
	(3) 交通事故減少便益	百万円	0 百万円	0 百万円	
	(4) 冬期便益	百万円	0 百万円	0 百万円	
	(5) 防災便益	百万円	136 百万円	136 百万円	
		総便益(B)	- 百万円	1,173 百万円	1,173 百万円
		地域修正係数(Φ)	-	1.461	
	修正総便益(B')	- 百万円	1,714 百万円	1,309 百万円	
費用便益比	費用便益比(B / C)		0.75		
	修正費用便益比(B' / C')	-	1.09		
費用対効果分析 (B/C)	【費用対効果分析手法】（分析手法、根拠マニュアル等） 費用便益分析マニュアル(平成20年11月 国土交通省 道路局 都市・地域整備局) 道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱(平成22年3月 青森県 県土整備部 道路課)			a. b	
計画時との比較	【計画時との比較における要因変化】 事業着手時点において交付金事業として着手したことから、費用対効果分析は実施していない。			a. b	

(4) コスト縮減・代替案の検討状況

(A)・B・C

コスト縮減	【コスト縮減の検討状況】 温泉施設付近以外の区間については、1.5車線の現道拡幅の整備とし、経費の縮減を図っている。路盤材、舗装合材に再生材を使用し、経費の縮減を図ることとしている。	a. b
代替案	【代替案の検討状況】 比較ルートとしては大規模な線形改良を伴うバイパスルートが考えられるが、長大斜面の切土による法面処理等により事業費が大幅に増額となることから、実施中の機能改善を目的とした現道拡幅ルートが最適である。	a. b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点

(A)・B・C

住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】 新郷村から早期整備が要望されている。	【住民ニーズ・意見】 当該区間は、車道幅員が狭小で線形も悪い未舗装道路であることから、安全で円滑な交通確保のため、早期の整備を求められている。	a. b
環境影響への配慮	【開発事業等における環境配慮指針への対応】 (1)対応状況 ● 配慮している ○ 配慮していない (2)区分 ● 農林地等の緑地や植生の改変 ● 地形や地盤の改変 ○ 水系や水辺の変更 ○ 海域環境の変更 ● 敷地整備段階での重機の使用 ● 土砂等の搬出・搬入 ● 廃棄物処理等 ● 道路(車歩道)、雨水排水路の設置 ○ 基礎や地下建造物の建設 ○ 低層建築物の建設 ○ 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮 ○ 高架構造物の建設 ○ 海底・海中建造物の設置や建設 (3)特に配慮する対応内容 (地形や地盤の改変) 事業計画の段階で土地の改変が必要最小限となるような現道拡幅ルートを選択している。		a. b
地域の立地特性	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法) 振興山村(山村振興法)		

3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 計画変更 <input type="radio"/> 中止 <input type="radio"/> 休止(林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
評価理由	全ての項目が「A」である他、新郷村の地域活性化及び観光施設の利用者増加を図るためには円滑な交通確保が必要であることから、対応方針を「継続」とした。
備考	

4 公共事業再評価等審議委員会意見

委員会意見	<input type="radio"/> 対応方針(案)どおり <input type="radio"/> 対応方針(案)を修正すべき
委員会評価	<input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 計画変更 <input type="radio"/> 中止 <input type="radio"/> 休止(林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
附帯意見	(附帯意見がある場合に記載)
評価理由	(委員会意見が「対応方針(案)を修正すべき」の場合に記載)